

三浦都市計画地区計画の変更（三浦市決定）

都市計画二町谷地区地区計画を次のように変更する。

名	称	二町谷地区地区計画
位	置	三浦市三崎五丁目及び白石町地内
面	積	約13.7ha
地区計画の目標		<p>二町谷地区は、本市の南西部に位置し、将来の国際化に対応できる漁港として整備を行うために、公有水面埋立法による公有水面埋立免許を受けて、埋立事業が行われた区域である。</p> <p>本地区計画は、本市の水産業を発展・活性化させるため、水産業関連施設等を誘導し、良好な水産物の流通・加工の拠点の形成とその保全を図るとともに、地域資源を活用した観光、商業、海洋レクリエーション等の複合機能からなる「海業」を振興するため、国際競争力の強化に資する観光施設、宿泊施設、住宅を誘導するなど、魅力あふれる多様性のある地区の形成とその保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>持続可能な都市づくりを進めるため、地域社会との共生と防災に配慮した土地利用を踏まえ、水産関連の機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な業務環境の形成と保全を図るとともに、海際の親水性と景観を活かした多様性のある都市機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な都市環境の形成と保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区内において、道路、公園、緑地等を適正に配置するとともに、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な水産物の流通・加工の拠点及び魅力あふれる多様性のある地区を形成するために必要な建築物の用途の制限や壁面の位置の制限を定める。</p>
	緑化の方針	<p>緑豊かな景観を形成するため、敷地内及び公共空間での緑化に努めるとともに道路境界線からの壁面後退部分を緑化し、保全を図る。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路	幅員 16.0m 延長約 200m 幅員 12.0m 延長約 480m 幅員 10.0m 延長約 300m
		公園	1ヶ所 約 9,600 m ²
		緑地	1ヶ所 約 4,500 m ²
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げるもの以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 工場（廃棄物処理場を含む。）</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 店舗</p> <p>(7) 事務所</p> <p>(8) 飲食店</p> <p>(9) ホテル又は旅館</p> <p>(10) 集会場</p> <p>(11) 診療所</p> <p>(12) 公衆浴場（個室付浴場に係るものを除く。）</p> <p>(13) 学校（幼稚園、小学校、中学校を除く。）</p> <p>(14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条に定める建築物（火葬場、と畜場、ごみ焼却場を除く。）</p> <p>(15) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第 130 条の 9 に定める建築物</p> <p>(16) 汚物処理場（下水処理場を含む。）その他これらに類する建築物</p> <p>(17) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(18) 前各号の建築物に附属するもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p style="text-align: center;">300 m²</p> <p>ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りではない。</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p> <p>ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁の色彩は、周辺の景観と調和したものとする。</p>

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」